二五二　パラグアイテレビ番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二四　四
二五三　外国公文書の認証を不要とする条約へのパラグアイ共和国の加入に関する件　二四　四
二五四　千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の附属書の改正に関する件　二九　四
二五五　円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　四
二五六　オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　五
二五七　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　五
二五八　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の口上書の交換に関する件　三〇　五
○財　務　省
二〇八　外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件を廃止する告示　四　特9　一
二〇九―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　153　一
二一〇―国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　153　七
二一一―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　153　九
二一二―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　155　一
二一七　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　一〇　155　四
二一八　国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　一〇　155　四
二一九　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　一〇　155　四
二二一　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二五　166　一四
二二三　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの輸入数量を告示する件　三一　四
二三五　平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件　三一　四
二三六　平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　四
○財務省、農林水産省
二二　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一八　四
一三　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　四
一四　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一八　五
五
株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件　一八　五　二　148　一六
○国　税　庁
一〇　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　一〇　三
○文部科学省
八八　平成二十六年度において社会教育主事の講習を実施する件　八　七
八九　社会通信教育を認定した件　八　八
九〇　文部科学省認定社会通信教育講座の廃止の件　八　八
九一　文部科学省認定社会通信教育講座の通信教育の名称の変更を許可した件　八　八
九二　在外教育施設の認定変更を承認した件　九　七
九三　平成二十六年度高等学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件の一部を変更する件　一四　二
九四　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二五　166　一五
九五　天然記念物に指定する件　二九　四
○文部科学省、経済産業省
五
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第十項の規定に基づき平成二十六年度予算に係る特定補助金等を指定した件　四　151　一一
○文　化　庁
二一二　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　一〇　四
二一三　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　一一　四